

国立大学法人一橋大学の教員の雇用期間に関する規則に関する申合せ

平成17年 8 月30日
学長裁定

改正	平成18年 4 月 1 日	平成19年 4 月 1 日
	平成19年12月 1 日	平成20年 4 月 1 日
	平成20年 7 月16日	平成21年 4 月 1 日
	平成22年 4 月 1 日	平成22年 7 月 7 日
	平成22年 9 月 1 日	平成23年10月 5 日
	平成23年10月12日	平成24年 1 月 1 日
	平成25年 4 月 1 日	

(趣旨)

第1条 国立大学法人一橋大学の教員の雇用期間に関する規則（以下「教員の雇用期間に関する規則」という。）第2条第2項について、雇用期間を定めることを目的とする。

(教育研究組織及び職種)

第2条 雇用期間を定めて採用する教員の教育研究組織及び職種等は、別表のとおりとする。

附 則

この申合せは、平成17年 8 月30日から実施し、平成16年10月 7 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成18年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成19年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成19年12月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成20年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成20年 7 月16日から実施する。

附 則

この申合せは、平成21年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年 7 月 7 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成23年10月 5 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成23年10月12日から実施する。

附 則

この申合せは、平成24年 1 月 1 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成25年 4 月 1 日から実施する。

2 第2条の規定にかかわらず、この申合せの実施日前に雇用契約を締結している者は、従前の申合せを適用する。ただし、再任に関する事項が再任可の場合、実施日以降の再任の回数は1回限りとする。

別表（第2条関係）

教育研究組織	対象職員	雇用期間	再任に関する事項
大学教育研究開発センター	教授、准教授 又は講師	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
	助手 (大学教育研究開発センター業務及びIT業務)	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
情報基盤センター	准教授又は講師	5年 又は 3年	雇用期間5年の場合は再任不可。雇用期間3年の場合は再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
商学研究科	助手 (情報基盤センター)	5年 又は 3年	雇用期間5年の場合は再任不可。雇用期間3年の場合は再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
商学研究科	助教 (情報基盤センター)	5年 又は 3年	雇用期間5年の場合は再任不可。雇用期間3年の場合は再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
商学研究科	助手 (社会科学古典資料センター)	3年	再任不可
商学研究科	講師 (留学生専門教育)	5年	再任不可
経済学研究科 応用経済専攻 経済政策講座			
法学研究科 法学・国際関係専攻 国際関係講座			
社会学研究科			
情報基盤センター	助教又は助手 (情報技術・メディア教育担当)	5年 又は 3年	雇用期間5年の場合は再任不可。雇用期間3年の場合は再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
法学研究科 法学・国際関係専攻 法学講座	教授、准教授 又は講師	1年 又は 2年	再任不可
法学研究科 法学・国際関係専攻 国際関係講座	教授、准教授 又は講師	1年 又は 2年	再任不可
附属図書館	助手 (専門助手)	5年	再任不可
社会科学古典資料センター	助手 (専門助手)	5年	再任不可